

○ 7 番（小林哲雄）

改めて、おはようございます。7 番議員、小林哲雄です。

本日は、2 問の質問をさせていただきます。初めの 1 問のみを、この壇上で質問させていただきます。

では、まず 1 問目。若者の夜間徘徊を憂うです。この質問につきましては、ただいま質問していました小林秀樹議員と、ある部分、連動いたしますので、重複を避けながら質問をさせていただきます。

東日本大震災から 1 年がたとうとしています。復旧、復興がなかなか進まない中、数々の人間ドラマが生まれました。その中の一つをお話いたします。3. 11 から間もなく、1 人のベトナム人の記者が取材で被災地に入りました。避難所で少年にインタビューをしました。少年は津波で両親を亡くし、激しい寒さと飢えで震えていました。一つのおにぎりを家族で分けて食べるような状態でした。ベトナム人の記者は、見かねて少年に自分のジャンパーを着せかけました。着せて、かけたのです。そのとき、ポケットから 1 本のバナナがぽろっとこぼれ落ちました。記者が「バナナ、欲しいか」と問うと、少年がうなずくので手渡しました。ところが、少年は、それを食べるのではなく、避難所の片隅に設けられていましたみんなで共有の食料置き場に持っていき、もとの場所に帰ってきました。

記者はいたく感動し、帰国すると、こういう子どもはベトナムにはいないと報道いたしました。その記事が大変な反響を呼びました。かつて、ベトナムはドラマ「おしん」が大人気になったほどのお国柄です。ベトナムからの義援金は約 8, 000 万円にのぼりましたが、そのうちバナナの少年にあげてくださいという条件つきが 400 万円もあったということです。この美談は、去年の夏に某外務次官が「東日本大震災に際し日本外交を考える」と題した講演の中で紹介されたものです。この元外務次官は、少年は大変けなげな日本の美質 DNA をきちんと受け継いでいる、将来の日本を支える若い人たちの中に、こういう子どもは少なくないとしています。このように、日本の多くの子ども、若者たちは、すばらしい子ども、若者たちである、これが現実であります。

それでは、本題に入っていきます。昨今、オートバイや自転車などで深夜から早朝にかけてグループを組んで徘徊をしている若者がふえています。夏に限らず、ほぼ一年じゅう、オートバイで騒音をまき散らしながら走行したり、駐車場などで大きな声で話をしたりふざけたりしている光景がふえております。今後を考えると、大変憂える状況と感じています。

神奈川県青少年保護育成条例で第 3 章、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の制限等、第 24 条、深夜外出の制限によりまして、午後 11 時より午前 4 時までの外出は制限されています。

近隣の住民の方々は、睡眠を邪魔されるだけではなく、その後、寝つけなくなります。やむを得ず 110 番通報してパトカーが来て注意はしてくれ、その場はおとなしく帰るように見えますが、1 時間もすると、また集まってきます。たかをくくっているのかもしれませんが、もうなれっこになっているのかもしれませんが、また、

スーパーやコンビニでの万引き、ほかの場所での火遊びなどの被害に遭っている例も聞かれます。

そこで、次のことについてお伺いいたします。夜間徘徊の集合場所や時間帯の現状、町内にあるスーパーやコンビニの被害状況、3、町内公園や神社等の被害状況、4、近隣市町の状況、5、あじさい公園休憩所火災のその後の状況について、お伺いをいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

小林哲雄議員のご質問にお答えします。

今、聞いていて、ベトナムのお話なのですけれども、いい例えだなと私も思っています。今、開成町の子どもたちの問題が小林秀樹議員のほうからもありましたけれども、ほんの、ほんのという言い方は失礼ですが、一部の子どもたちが騒いでいるというのは私たちも町として認識していますし、その子どもたちはほんの一部であって、大多数の子どもたちは本当によく学校でも運動でも文化活動もやっているというのは認識をしております。それが目立つということで、全体的に子どもたちが今どうなっているのだろうというご心配も、もちろんあると思うのですけれども、そういった中でちょっと勘違いをしないようにしなくてはいけないなど、私は小林哲雄議員の話を聞いていて、今、認識を改めましたけれども。その中の一部の行動が憂慮する事態となっているということは、もちろん私も認識をしております。

この問題に対して、町行政だけで、できることは限られている。町の役割は、一部の若者の行動で迷惑をこうむっておられる方がいるという状況を町民の皆さんにきちんと認識していただく、これも町の役割だと思っております。その上で、いろいろな方々がされている啓発活動やパトロール活動などを、家庭、学校、職場、地域、それぞれが一体となって町全体が連携した見守り体制にしていくことが行政としては大切なことだと認識をしております。例えば、開成町のおやじの会の皆さん、町のイベントや神社の祭礼のとき、夜9時から町内一円をパトロールされております。自治会や各種団体も活発な活動をされております。特に、1日、15日。私も1日、15日、自転車で回らせていただいておりますけれども、議員の皆さんも各信号のところ立ってご協力いただいております。傍聴者の中にも、1日、15日だけではなく、毎日、立っている方がおられますね。本当にありがたいことです。

話が質問の答えの前に飛んでしまうところがあるのですけれども、1日、15日の朝のあいさつ運動というのはすごく大切なことだと思います。今、目先の短期的な対処、前の議員さんが言われたように、特定して、その後、個別的にきちんと学校で指導していくという部分と、全体的な、町全体として子どもを今後どうやって見守っていくかというふうに考えるときに、1日、15日の朝のあいさつ運動というのは必ず将来に芽が出てくる。

私は、自分の子どもの関係で、すごく実感を実はしております。長男の子どもが、ハーフの子で、今は、もうこんなにがっちりした大人に成長しているのですけれども、小学校のころから知っているのも、今、見て話をしても何も怖くないのです。

普通の大人の人が見ると、絶対に怖いも何もない体型をしているのです。小さいときから知っていると、どうってことないのです。そういう子どもが何かしていても、私は注意できます。知らない子だと、なかなかやはり注意ができないのです。それは、1日、15日にきちんと子どもたちの小学校のころからの成長を見ていくと、中学生になっても向こうもわかるのです、相手が誰だか。大人も、その子どもを見られるのです。そういうときは注意できるのです。一般の人に何か悪いことをしたら注意をしてくださいと言っても、なかなか、それは現実的にできない部分があります。知っている子どもなら、それができるのです。そうなるためには、やはり1日、15日をきちんと毎月毎月やっていくことの結果として、将来、大人としても子どもから見ても両方が必ず、何かあったときに、ぐれたとき、横道にそれそうになったとき、声かけられると思うので、町民の皆さんに今後も1日、15日、もっともっと広くあいさつ運動ができるように行政としては進めていきたいと考えておりますので、その点はよろしくお願いします。

質問のほうに答えていきます。

最初のご質問の夜間徘徊の集合場所や時間帯の現状について。主に町民の方や松田警察署から提供された情報によりますが、集合場所としては吉田島交差点周辺のハンバーガーショップ、コンビニ、携帯ショップなどが多く、そのほかには駅前公園などの公園も挙げられております。時間帯は午後9時、10時から深夜にかけて、場合によっては早朝まで集まっていることがあると聞いております。

二つ目のご質問の町内にあるスーパーやコンビニの被害状況について。ご質問にありましたコンビニなどの被害状況だけでなく、広く町内で未成年者が関係した平成23年1月から24年1月まで事件として送致されたものをご報告させていただきます。遺失物横領、1件、器物損壊、石を投げ民家窓ガラスを割るなど2件、窃盗、消火器を窃取し路上に噴霧、スマートフォン万引き、靴下、食料品万引き、自転車盗、これが9件、占有物理脱横領、他人の自転車を横領する、これが3件、軽犯罪法違反、うその110番通報、1件、計16件が1年間でありました。これには、民家や町消火器の被害も含んでおります。

次に、三つ目の質問、町内公園や神社等の被害状況についてです。平成23年度は、岡野ふれあい公園トイレ天窓の破損のほか、9カ所で被害がありました。うち7件については松田警察署長あて被害届を提出しており、被害額は総額50万2,341円。なお、犯人については特定されておらず、青少年とは断定されておられません。

次に、四つ目のご質問のあじさい公園休憩所火災のその後の状況についてです。現在、松田警察署が刑事事件として調査をしております。加害者が未成年であるため、その心理状態や実施した背景などについて、さらに聞き取りを行い、証拠固めの上、刑事事件として立件し書類送検を行う予定と、そのように聞いております。この件については刑事事件のため被害届は提出しておりませんが、被害額は処分費を含んで39万6,850円です。町としましても、燃やされたままというわけにはいきません。捜査状況を見つつ弁護士とも相談し、被害、賠償請求を視野に入れた話し合いを持ちたいと考えております。もし話し合いがまとまらなければ、民

事訴訟ということも考えております。

次に、五つ目の質問、昨年の夜間巡回指導の結果と重点指導日の結果についてお答えします。昨年暮れの１２月２５日から３０日の６日間、その中で２７日を重点日として青少年に対する夜間指導を各種団体のご協力のもとに実施をいたしました。ご協力をお願いしたのは、町議会を初め各自治会、文命中学校及び同ＰＴＡ、おやじの会、吉田島総合高校、青少年指導員連絡協議会、防犯指導員、青少年指導員、駅前連絡所安全サポーター団体の皆さん、先ほどの議員さんと同じ答えになりますけれども、加えて消防団にも年末警戒での指導を依頼しました。また、私や副町長、教育長、その他、町の職員が２５、２７、２８と町内を巡視いたしました。その中で、文中の校長先生を含め職員の皆さん、中家村の自治会の皆さん、ほかにもいろいろな方と回っていたときに会うこともありました。

結果的に、先ほど答弁しましたけれども、きちんと、どの団体が何人出たかというところまでは調べておりませんけれども、各種団体が積極的にご協力いただいたという認識は持っております。この夜間巡回指導を各種団体に依頼するに当たり、町内での打ち合わせで急なお願いもあり、強制的なものではということにとられないようお願いをしたということで、先ほど言いましたけれども、きちんと調査まではいっておりません。冒頭に述べた開成町おやじの会の皆さん、お願いした６日間のすべてをパトロールしていただいたと、おやじの会においては、そのように報告は受けております。ご協力いただいた皆さん、この場をかりて改めてお礼を申し上げたいと思います。

この期間では、少年の徘徊ばかりかオートバイの騒音被害があったという連絡もありませんでしたので、皆さんに回っていただいた夜間巡回指導が功を奏したと、このように理解をしております。

最後に六つ目のご質問、近隣他市町の状況について。松田警察署管内では、南足柄市関本ほか大雄山線各駅、開成町の吉田島交差点周辺、松田町新松田駅周辺、大井町相模金子駅周辺で、たむろをしている状況が目立っていると聞いております。平成２３年度中、深夜徘徊で補導された少年は松田署管内では１，５１９人、これを含め補導された少年は３，２９３人にのぼるということです。これは延べ人数で、１人が何回も補導されているケースが多数あるというふうに聞いております。さらに、刑法犯として検挙された少年は１１１人、うち５１人は窃盗犯であり、万引き、自転車盗が高い割合を占めております。松田警察署担当は、深夜徘徊する者が、こういった犯罪や補導につながる人が多いと指摘をしております。加えて、家庭で指導するのが本来の形ではあるが、ままならない家庭もあると、地域で協力をお願いしたいというふうに松田署からも依頼をされております。町としても、多くの関係諸団体にご協力いただき、青少年を見守る活動を展開していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○７番（小林哲雄）

それでは、再質問させていただきます。

突然、ちょっと違った話になりますが、子ども・若者育成支援促進法、こういった法律ができていますが、この件について、ご存じかどうか、その１点だけ伺いたします。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

子ども・若者育成支援促進法、平成２２年度にできた法律だということで認識しております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○７番（小林哲雄）

子ども・若者育成支援促進法というのは、平成２１年７月に国会で制定されて、２２年４月から施行されております。この法律の特徴について申し上げますと、社会生活を円滑にする上での困難を抱える若者への支援、社会生活が困難な若者への支援をこの法律でうたっています。従来と違いまして、若者を福祉サービスの対象として明確に規定した法律の制定なのです。これは、日本にとって初めてということになります。従来の社会常識に照らし合わせれば、この法律が成立したことに、ある種の憤りを感じる人もいるのではないのでしょうか。乳幼児や児童、高齢者、また障害者等が福祉サービスの対象ということなら、誰でも理解できます。しかし、若者が法的支援の対象になるというのは、どういうことなのでしょう。

若者とは、将来、国を背負っていく存在であり、社会のあらゆる生産活動を支えるサービスや支援の担い手になることこそが若者の役割です。最近の若い者は本当にだらしがないと考える大人がいても、不思議ではありません。しかし、そのような憤りは、大人たちが想像する甘えや怠惰さ、怠けですね、根性のなさといった今どきの若者の資質に対してではなく、むしろ若者の生きづらさを構造的に生み出している私たち社会のあり方そのものに向けられるべきだと、この法律は基本的には考えて制定されました。

余り細かいことを言っていくと時間がなくなるので。例えば、１９９０年代初めには若者の自由な働き方を象徴する輝かしい言葉「フリーター」、２０年たった現在では不安定就労の代名詞のようになっている、こういうところに若者の置かれている状況の変化がよく見てとれるのではないのでしょうか。この法律が、困難を抱える若者のみならず、より年少の子ども、青少年の存在をも視野に入れて制定されている点は見逃せません。法律の名称が若者育成支援推進法ではなく、頭に「子ども」という冠がついているところがその所以であります。

ところで、若者と異なり、子どもの福祉や育成支援をうたう法律は、児童福祉法や次世代育成支援推進法など既存ものが複数存在しています。何も新たにこの法律を制定してまでと考えるのが普通です。あえて最上階を重ねるようにまでして、この法律に取り組まなければならなかった今の時代の子どもたちが抱える困難さとは、一体どんなものなのでしょう。子どもたちの困難さを象徴しているのではないで

しょうか。

さて、近年、深夜徘徊や喫煙で補導された思春期の子どもたちが急増しています。例えば、神奈川県内で深夜徘徊で補導された青少年は、２００４年には５万４，８６３人でしたが、年々増加し続けまして２０１１年には８万４，３３９人と、ほぼ倍近い数字になっています。２０１１年の深夜徘徊と喫煙を合わせると、不良行為少年として補導された少年の９８．８％を占めています。いかに深夜徘徊、特に深夜徘徊のほうが多いのですが、この辺が社会問題化しているということになります。

ここでお伺いいたします。神奈川県警のホームページ、暮らしの安全情報の中で「ストップ・ザ・少年非行」というものがあります。ここにあるのですが、この中で問題のある少年を分けているのです。非行少年と不良行為少年に分けています。この意味について、おわかりでしたらお話しください。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

議員からご質問いただきまして、私も、今、おっしゃられました県警のホームページを検索したらヒットできました。その中で、私も改めて認識したのですが、私も私個人的に思っていた非行少年と不良行為少年の定義づけがちょっと違うということでございました。非行少年につきましては、犯罪少年、触法少年、虞犯少年をいうということでございまして、犯罪少年とは罪を犯した１４歳以上２０歳未満の少年であって、触法少年が刑罰法令に触れる行為をした１４歳未満の少年とで、虞犯少年が、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年という。また、不良行為少年につきましては、今、申しました非行少年には該当はしないのですが、飲酒、喫煙、夜間徘徊等、自己または他人の特性を害する行為をしている少年というような定義づけがされているということで認識をしてございます。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○７番（小林哲雄）

ありがとうございます。非行少年と不良行為少年の違いを明確に分けながら話をしていきます。非行少年とは、犯罪少年、法に触れる触法少年及び虞犯少年の総称。不良行為少年、これが深夜徘徊等の少年ということで、不良行為少年を対象に、きょうはお話をさせていただきます。

ここで、深夜徘徊についてお伺いいたします。当初、夜間徘徊という項目名で質問書を作成いたしましたが、実際には夜間ではなく深夜に行動することが多いので深夜徘徊ということにいたしました。深夜徘徊等の集合場所や時間帯については先ほど町長よりお答えがありましたが、吉田島交差点周辺のハンバーガーショップやコンビニ等のお店や駐車場、また駅前公園に集まったり、時間帯は夜９時、１０時ごろから深夜にかけてという話でした。場合によっては、早朝まで集まっているというご答弁がございました。実際には、かなりの確率で早朝もしくは太陽が上った後、夜明け後まで集まっている場合が多いと思われます。今は寒いので、昼間は、

ある程度は動いていますが、夜はほとんど見かけません。これから暖かくなり、夏に向かいます。早急に対策を考えなければ、暖かくなれば週末に、また夏休みになれば日を選ばず深夜徘徊をするようになります。特に気になる点は、だんだん人数がふえているような感じがしてなりません。歩いて行動する者、自転車でグループ行動する者、オートバイでグループ行動する若者、中には女の子もいます。このような現状を本当にご存じなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

私個人的なものとしてお話しさせていただきたいのですが、私も夜、コンビニに行ったり本屋さんに行ったりということで、今、お話があった、たむろしていると思われるところに行ったこともありますけれども、私の直接の目では、そういう時間ではないということもあろうかと思えますけれども、たむろしているというのは見ておりませんし、私が住んでいるところ、以前、何年か前には、マフラーを外したオートバイが暴走してということがございましたけれども、今現在については余り見ていない。

町も、住民の方から、こういうような情報等をいただくことがございますけれども、その場合には、庁内で共有をしたり駐在さんにパトロールをお願いしたり、あるいは、この問題は地域として扱ったほうがいいなというような問題につきましては、町の文書と一緒に警察にお願いしたいので文書をお願いできませんかねというようなお話をさせていただいて、その都度、対応等はさせていただいているというふうに認識はしております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

ありがとうございます。先ほど町長のほうから町民の皆様と認識を共有すると、そのために、僕も、きょう質問しています。こういうことが本当に起きているのだよということをわかっている町民の方はまだまだ少ない、それを、この場をかりていろいろとお話をしているというのが今の私の立場であります。

なぜ、深夜徘徊がいけないのでしょうか。先ほどの神奈川県警の「ストップ・ザ・少年非行」に、こう書いてあります。危険と隣り合わせの不良行為、深夜徘徊をきっかけに非行集団に引き込まれたり、犯罪の被害に遭う可能性が高くなります。また、少年の飲酒や喫煙は成長の身体や心に悪影響を与えます。飲酒や喫煙を繰り返すうちに薬物への抵抗感、罪悪感が低下し、薬物乱用や他の非行へと踏み込んでしまう危険性が高くなります。今の若者を救う、それ以前に、今、普通の子がいつか引き込まれるといけない、そういうことで注意喚起をしていきたいなというふうに思っております。

実は、深夜徘徊で、先ほど約9万件の深夜徘徊が昨年あったという話をしたのですが、都会の深夜徘徊と開成町、郡部の深夜徘徊、若干ニュアンスが違うのです。都会の場合は、家にいても寂しい、話し相手もない、繁華街を1人でぶらぶら歩

く。そういう場合は、見た大人が声かけして「おい、帰れよ」と言うこともできます。郡部の開成町の場合は、グループ行動なのです。しかも、人がいないところを見計らって行っているので注意ができない、これが都会の深夜徘徊と開成町の深夜徘徊の違いであります。

ここで、僕1人で言ってもいけないので、大変ご迷惑なのでしょうが、今、この執行部席においでの中で、若者が深夜、集まっているところを見た方がおられます。この方のお話をお伺いしたいと思うのですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

該当者が、ここにいますか。

○7番（小林哲雄）

はい。

○議長（茅沼隆文）

許可します。

○7番（小林哲雄）

昨年の12月会議において、福祉会館のヒートポンプチャラーの騒音の件で私が一般質問をいたしました。答弁の中で、昨年10月27日、深夜に計量証明事業者による騒音測定を深夜に実施いたしましたと回答がありました。そのとき、たまたま町の職員も立ち会っており、その際に東側にあるハンバーガーショップの駐車場で起きていたことがあります。そのことをお話いただければ幸いかなというふうに思います。指名してよろしいですか。それとも、自発的に手を挙げていただけますか。ヒートポンプチャラーの騒音調査に立ち会った職員、誰でも結構ですので、お答えください。

○議長（茅沼隆文）

どなたか、自発的に。

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。福祉会館管理の担当課長としてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、10月27日、夜の11時から4時まで、福祉会館の騒音の測定をしておりました。騒音の測定というのは福祉会館の空調システムの音を測定するわけですが、当然、それより大きい音が出ますと測定ができません。実は、実際、バイクが2台ほど、合計で3、4人でしたかね、2人乗りしていたりしていたと思いますけれども、来ておりました。それによって騒音測定が、普通なら2時間ぐらいでできるところを、バイクが来ているたびにストップしますので4時間ぐらいかかってしまったという経緯がございました。

そこで見ていたものは、やはりハンバーガーチェーンの駐車場あたりにバイクが来て、しばらく、二、三十分すると、どこかへ行ってしまふのですけれども、また、どうやら同じような人たちが、11時から3時台まで、大体2、3回、繰り返し戻ってきたりしておりました。その間、特に警察の指導等はなかったように見ておりました。そのような状況を確認はしております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

ありがとうございました。10月27日、そんなにもう暖かくないのですが、やはり夜から深夜、今のお話ですと3時ごろまで、通常4時、5時まで平気でするので、実際に見ると、えっと思うくらい大変なことがそこらじゅうで起きているということを実感していただきたいというふうに思います。

今のお話で状況が、ある部分、わかったのかなというふうに思いますが、町内にある公園や神社の被害状況について、ご答弁もありました。その中で、11月27日、午後7時前にあったあじさい公園のあずまやの火災について、大変危惧をいたしました。加害者は未成年、被害額は処分費を含めて約392万円というようなご答弁をいただいております。このことについては、当然、保護者にも責任がありますので、それなりの対処をすると思いますが、これらを踏まえて質問いたします。

あずまやの火災を踏まえまして、ここにちょっとした写真があるのですが、それを見せながらお話ししてよろしいでしょうか。議長の許可を。

○議長（茅沼隆文）

許可します。

○7番（小林哲雄）

まず、ここにある写真、これは神社の境内、このように焦げています。これが何か所もあります。これは酒田神社の境内、かなり大きなものです。ライターでつくと思いますか。これは、日枝神社の境内を見たものです。同じように、よく焦げています。これが駅前第一公園のあずまやの中のベンチ、焦げて塗料もはげて、大分長いこと使っていないのかもしれないですが、こういう形になっています。驚くべきものが、ある場所で見つかりました。これです。駅前第一公園に落ちていましたマッチの大箱、これを見ると、さっきの焦げ跡は納得するのです。とてもじゃない、ライターではつけられないのだけれども、大箱です。山盛りになっています、マッチが。これ、よく見ますと、この横のするところは、かなり使用頻度が高くすつてあります。ということは、このマッチ箱は何回も使われている、ここにマッチをいつも入れかえて使っている、そういうような写真ではないでしょうか。こういう現実を目の当たりにすると、確かに、いい子がほとんどなのです。ほんの一部かもしれない。実際に、あずまやがああいうことになった。そういうことを踏まえて、これからの質問をさせていただきます。

先ほど、子ども・若者育成支援推進法の話をしました。その第4条、地方公共団体の責務がうたわれています。この法律に基づいて地方公共団体にも責任がある、それを踏まえまして、今のマッチ箱、あずまやの火災、それらを頭に置きながら、今後は町当局、教育委員会、神奈川県警、また、ほかの自治体等の連携を図りながら対策を強化していくべきだと考えます。できましたら、この庁舎内で横断的組織を形成し情報共有を図っていくべきと思いますが、そのような考えは今後検討していただけるかどうか、お答え願います。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

ただいまのは子ども・若者育成支援推進法についてですので、教育の面からお答えしたいと思います。

先ほども前の小林議員の質問にお答えしましたように、開成町では平成17年を機に学校地域推進安全委員会、いわゆる文科省の、最初は交通安全指導が主だったのですけれども、それを発展的にしまして、青少年の育成をどのようにするかということで、今、議員がおっしゃいますように横断的というのは指摘したと思います。先ほど課長のほうから説明がありましたように、松田警察署生活安全課、それからスクールカウンセラー、それから、今、ここにあります環境防災課長、あらゆる代表が集まりまして、年に3回、情報交換をしながら、すべての子どもたちに向かって、どのような指導をしていくかということで取り組んでいます。ですから、この趣旨では、あくまで市町村は上位法に基づいて設置するよう努めなければいけないということで義務づけておりますけれども、うちとしましては、その趣旨に沿った組織があるというふうに考えています。

また、開成町では、いち早く開成町教育振興基本計画を策定しまして、ことし4年目です。それらでも、策定の当時、数々の委員の皆さんにそれぞれの立場から参集いただきまして、現状を踏まえた中で、今後、開成町の子どもたちを10年間でどのような子どもにするかということで、開成町人づくり憲章を設置しまして、それらに向かって毎年検証し評価し取り組んでおります。ですから、あえて、今、議員がおっしゃいますように、新しい子ども・若者育成支援推進法に基づくような町としての組織は考えておりませんが、内容的には、それに匹敵するような項目で今後も深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

協議会ということで年3回、少ないので、夏は毎月毎月とやってほしいと思います。また、地方公共団体の責務、第4条、ちょっと勘違いしています。今、努力規定みたいな言い方をしていましたが、努めなければならないという表現をしましたが、もう一度、改めて4条を読みます。「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体のとの連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」なのです。責任があるのです。しかも、教育委員会ではなく地方自治体そのものにあるのです。ですから、庁舎内と、あと、いろいろな機関と連携した組織を、もう一度見直していただきたい。青少年健全育成とはまた別の子ども・若者育成支援推進法に基づいた協議会を、ぜひつくっていただきたい。

もう一遍、これを提案したいと思いますが、この原因としては深夜やっているお店も影響があります。夜、お店に買い物に行く。その買い物したものを集合場所に来て食べ散らかして、また帰っていくというようなことなので、彼らは、夜、お店があることによって、深夜までいることが可能になっているのかなと思います。で

きましたら、町で深夜営業を禁止する条例、店舗の例えば11時から朝5時ぐらいでもいいです、そういう条例ができないのかなど。これは、つくれとは言いません。ぜひ、今後検討していただきたいと思いますのですが、この辺のご答弁を求めます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

ご指摘のように、教育委員会の所管でない部分だということも認識をしましたので、町全体として、行政としても今のような協議会が、深夜営業の制限についてはわかりませんけれども、検討事項として考えてみたいと、このように思っています。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

私が一番心配しているのは、普通の子が深夜徘徊をするグループに入っていってしまう、それをまず防がなくてはいけない。ぜひ、実態を軽視しないで重視して、これからも行政運営なり教育委員会のお仕事をしていただきたいと思います。

これで今回の1問目の質問を終了しますが、これからが正念場なのです。先ほども言ったように、これから暖かくなる。早急に対策を立てて、夏に被害がなくなるように頑張っていただきたいし期待をしております。なお、被害状況が変わらなければ、私は再度、6月会議に新たな状況を、もう一遍、この場に立つ、また質問するという考えもありますので、よろしくお願いいたします。これで1問目の質問を終わります。

それでは、改めて2項目目を質問いたします。グリーンリサイクルセンターの活用策を問う。

開成町では、平成12年5月、本格稼働に向けた実験プラントとして開成町グリーンリサイクルセンターを建設し、生ごみと剪定枝の堆肥化に向けた実験を始めました。平成16年10月から施設を金井島に移設し、本格稼働し、剪定枝の搬入や堆肥の販売を行っております。

さて、足柄上地域県西総合センター環境部より、グリーンリサイクルセンター、以下GRCと表現いたしますが、この堆肥置き場から臭気と汚水が出ており、県条例に違反しているとの指摘がありました。指示内容は、平成23年12月中に指摘した堆肥を撤去すること、2、撤去後は土壌調査を行い、土壌に異常が出れば公表すること、3、この問題を平成24年3月までに解決することということで、今月末までに解決することという指導条件が出ております。

そこで、次のことについて伺います。この問題の経緯を伺います。2、土壌調査の結果について、伺います。3、問題の土地の所在地、住所をお伺いいたします。4、GRC南側グラウンドの購入予定について、伺いいたします。5、GRCを4月以降も継続できるのか、この点についても伺います。最後に、6、継続できなかった場合の問題点、この6つについて伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

2 問目のグリーンリサイクルセンターの活性化についてのお答えをいたします。

グリーンリサイクルセンターが現在抱えている課題については、ご心配をおかけしております。燃えるごみの焼却や最終処分を町の外に依存している開成町としては、特に燃えるごみの減量化は力を注いでいかなければならない課題だと思っております。そのために、本町唯一のごみ処理施設であり、ごみの減量化や資源化率を向上させるグリーンリサイクルセンターの事業を継続していくことは、開成町の基本方針であり、今後も変わることはありません。

では、順次、ご質問にお答えします。

最初に、この問題の経過。平成 23 年 9 月 26 日、県足柄上地域県西総合センター環境部から、開成町グリーンリサイクルセンターの堆肥置き場より異臭と汚水が出ており、神奈川県生活環境保全等に関する条例に違反しているとの指摘がありました。あわせて県は、同日付で有限会社グリーンリサイクルセンターに対し指示書を出し、早急に原状を回復するよう指導しております。指導の内容については、小林議員のご質問にもあったとおり、堆肥の移動については、場内に十分なスペースがないこと、一般廃棄物の保管は原則町内でなければならないことから、開成町南部地区土地区画整理組合のご承諾をいただき、事業区内の公園予定地へ仮置きしております。その期間は平成 23 年 1 月 18 日から平成 24 年 3 月 31 日までで、県へは平成 23 年 12 月 14 日に堆肥の移動を完了した旨の届け出を出しております。また、指摘箇所については、現在、更地に戻してあります。

次に土壤調査の結果ですが、有限会社開成グリーンリサイクルセンターが平成 23 年 12 月 26 日に専門業者に依頼し、撤去後の土壤調査を行ったところ、本年 1 月 27 日に結果報告があり、土壤汚染法に定める特定有害物質はないとの回答を受けております。

次に、問題となっている土地の所有地は、足柄上郡松田町松田庶子字向原 2137 番地 3 です。

次のご質問のグリーンリサイクルセンター南側グラウンドの購入予定についてです。センター南側のグラウンドの所有者は、株式会社明治ゴム化成です。このグラウンドの用地は既存のセンター施設に隣接し、かつ、まとまった土地であるため、グリーンリサイクルセンターの拡張だけではなく、町として多様的に活用できる可能性を持っていると思っております。明治ゴム化成には、具体的な調整は今後になりますが、将来的には町で活用させていただきたいという意向があることを伝えてあります。この土地の現況はグラウンドになっておりますが、購入に向けた検討の検討や明治ゴム化成側の希望などの条件等を精査しながら、できるだけ早い段階での購入に向けた検討をしてみたいと思います。

次に、グリーンリサイクルセンターを 4 月以降も継続できるのかとの質問ですが、現在は開成町南部地区土地区画整理事業内に移動した堆肥の処理を優先し、2 月中旬から順次、施設内に運搬・処分していますが、予定より作業がおくれている現状です。場外や場内に保管中の堆肥と搬入を継続している剪定枝は、緊急避難的な措

置として燃料蓄用材料等として販売をしております。加えて、施設で処理可能な範囲で、茶がらや学校給食の残渣をまぜた堆肥化をすることによって当面の対応はできるということであります。

次に、事業が継続できなかった場合の問題点です。事業継続ができないときは、資源化していた剪定枝の回収はできなくなります。そのため燃えるごみの量が大きくふえ、資源化率も低下することとなります。また、町と有限会社開成グリーンリサイクルセンターとの協議により、その結果によっては町の負担が発生する場合があります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

残り時間10分を切りましたので、はしょってまいります。

まず、堆肥撤去後の土壌調査の結果、土壌汚染法に定める特定有害物質はないという回答でした。これは一安心というところです。

ところで、当該土地の所在、松田町松田庶子ということは、松田町内に堆肥置き場を設置していたということになります。そのことについては事前に松田町との協議及び同意があったのか、お伺いします。また、県条例に違反している指摘があった後、松田町とどのような話し合いをしたのか、それもあわせてお伺いします。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

お答えをさせていただきます。平成16年以前の問題ということでございますので、設置したときの状況等については明確でないところはございますけれども、状況がわかっている者に話を聞きましたところ、松田町のほうに話をしたということは聞いております。ただ、その資料等がないかなということで調べてみたのですが、資料等についてはなかったというのが現状です。

それと、もう1点の県の指導後の松田町との関係でございますけれども、県から指導を受けたということは、県から松田町に話をしたということをしていましたので、松田町のほうに経過ですとか現状ですとか、そちらのほうをお話しさせていただきました。その後、松田町から特に回答というものはいただいておりますけれども、開成町がこういう状況で、それに対して対応した、ご迷惑をかけているという状況については、認識はいただいたのではないかなというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

常識的には、松田町の敷地、松田町内を使っているのですから、当然、当時、お話しになって了解を得たのかなというふうに善意で解釈をしておきます。

グラウンドの購入の件は、話をしたいのですが、これは一生懸命努力していると

いうことで理解しておきます。

ところで、4月以降も事業は継続していくということなのですが、基本的には、町がやってくれよと言ってもGRCが嫌だよと言えおしまいなわけです。ということで、GRC側との話し合いはきちんと済んでいるのか、それが済んで4月以降も継続すると言っているのか、改めて伺います。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

GRCの運営につきましては、契約の関係上、モニタリングをするということがございます。ですから、定期的に、あるいは不定期に話し合いをしております。この問題が起きましても、その後、何度か協議はしております。その中で、GRCの申すところ、有限会社GRCですけれども、町の方向性ですとか考え方を示してほしいということ言われております。町のものを聞きながらということでありまされども、用地が確保できるのであれば、事業の意義ですとか企業の社会的責任等を踏まえた中でのお話かと思えますけれども、続けていきたいと、続けることに對しての事業計画の見直し等も考えていきたいという話は聞いております。その方向で進みたいというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

まだ協議中と、向こうもいろいろ条件をつけているので、それらを解決して継続につなげていくということで、この時点では4月継続ありきではない、決定ではないというふうに理解をしておきます。

なぜ、これを申し上げるかというと、契約では用地確保は町、施設整備はGRCが行うというふうになっています。ただ、町の方針として、現在までの経緯及び今現在のGRCの負債等を考えると、これ以上の負担を強いることはできないと。負担を強いることができないと、町が言っているのです。施設整備についても、町が行うと明言しています。

ところで、事業が継続されなかった場合の問題点として、町の責任に起因して事業が継続できないという場合が想定されます。これは契約書の76条にいろいろたっておりますが、これに基づいて、今、GRCが3月いっぱい事業をやめると言ったときには、町にどのくらいの負担が来るのか、おおよそで結構ですのでお答えください。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

今、議員がおっしゃられましたとおり、GRCと町との関係は開成町GRC施設整備・運営及び維持管理事業の契約書で明記されております。その条項の76条に契約の終了というものがございまして、町またはGRCは、法令変更により本事業の継続が困難と判断した場合、または事業の履行のために多大な費用を要すると合

理的に判断した場合は、いずれかの発意により協議合意の上、契約を終了することができる。町の要請により終了させる場合は、町はG R Cが契約終了までに支出した実費相当額を支出するというような規定がございます。その場合、町は15年間を最長とする分割払い、または一括払いで、本施設及び備品等を買取するというような条項が書かれてございます。この条項のもとに算式が示されておりまして、この算式に基づきまして、概略ではありますけれども、1年間、どのぐらいになるのかなということを算出いたしますと、もとになりますものが本件施設の設備投資額ですとか開発費用というものと日数になりまして、年間、約1,760万、概略でございます、という金額になります。

今、お話しさせていただきましたとおり、協議の合意が必要というのが契約の中で明記されてございますので、また、今、申しました買取り金額というのは町の要請により契約を終了させる場合でございますので、まずは協議になるのかなというふうに思っております。そして、先ほどのご質問にお答えさせていただきましたように、有限会社G R Cにおきましては、用地の確保ができるのであれば事業を続けたいというふうに申しておりますので、最大限、その努力はしていきたいと思っておりますので、継続の意思がございますので、町としても、その方向で進めていくと。この事業を進めることが今まで開成町が環境行政の中で行ってきた行政を一貫して進めることであると思っておりますので、この姿勢は、最初に町長が申しましたように、変えないでいきたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

ありがとうございました。G R C、平成16年10月から、今、ちょうど7年半、15年契約のど真ん中です。1年間で1,760万、これ掛ける7で約1億円。これでG R Cと協議が結ばれないと、町は1億円を負担しなくてはいけない。当然、今の部長の話からも用地確保が条件ですよということで、まだまだ、これから先、大変なのかなということで、ぜひG R Cを継続するために町のご努力をお願いいたします。そうしないと、今、言った1年で1,760万掛ける残りの年月というのが町負担になりますので、それを出すのでしたら多少費用がかかっても用地購入のほうが安いのではないのかなというような気がしますので、ぜひご努力をお願いいたします。

また、生ごみ堆肥化の実験を上延沢自治会でせっかく行っていただきました。町としても、若干ではありますが、生分解性ごみ袋等の補助とかをやっていただきました。これをもっともっと多くの自治会に広め、開成町の環境先進地の仲間入りの一歩として行ってほしい、そのためにはG R Cは絶対に必要なのです。G R Cを一層活用、活性化して生ごみの堆肥化を定着させる、こういう方向をぜひ堅持していただきたい、このことについて部長の決意を聞いて質問を終わります。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

ただいま議員がおっしゃられましたことは、生ごみ行政の推進という、3 Rを進めるということではないかなと思います。以前、小林議員から3 Rの意味合いですとかのご質問いただいたのですが、その中の当時の記憶なんですけれども、優先順位は何ですかというようなお話もいただいたかというふうに思います。生ごみを町として減らすために、今、どうしていくかと申しますと、大きく分けて二つあるのかなと。一つは、家庭での発生抑制ということを今年度から他市町の先進事例を引用させていただいて取り組んでおります。家庭から生ごみを出すのではなくて、各家庭の中で発生抑制をしていただいて、ごみの量を減らしていく。ですから、家庭から出る生ごみが減るということで、ごみの総量も減るというかたちになります。

もう一つが、議員がおっしゃられましたように、G R C等の施設を利用した中で、ごみの資源化を図る。議員も十分ご承知の中で質問されていると思うのですが、今現在のG R Cの施設におきましては、大規模での生ごみの堆肥化というのはなかなかできる状況ではございません。また、それに費用等もかかります。そして、何より必要なのは、こういうことをやっていくのだという住民の方のご理解をいただいて、協力をいただいてやっていかなければいけないので、そのシステムづくりも必要だということでございます。昨年の1年間、生ごみの実験を行いましたものは、アルカリ発酵という人的な手を加えた中での堆肥化を行ってききましたけれども、今、申しました二つのものを推進することによって生ごみの3 Rを進めるという形で、さまざまな検証ですとか検討ですとか、そういうことから前向きに進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。時間が切れています。

○7番（小林哲雄）

ありがとうございました。ただ、部長の場合、認識が甘い。G R Cは、もっと使えます。ぜひ、もっと認識を高めて、今後、町行政をやっていってください。

以上で終わります。